

第4章 環境影響評価実施地域

本事業は、老朽化した焼却施設を新しい焼却施設へ建替えるものである。本事業の実施に当たっては、新東工場の建設による環境への影響を把握するため、事前に調査、予測及び評価を行い、環境に配慮した、より良い事業計画にしていく必要がある。

事前に調査、予測及び評価を実施する地域（以下、「環境影響評価実施地域」という。）は、以下の事項を踏まえて設定した。

① 最大着地濃度出現地点の概略予測計算

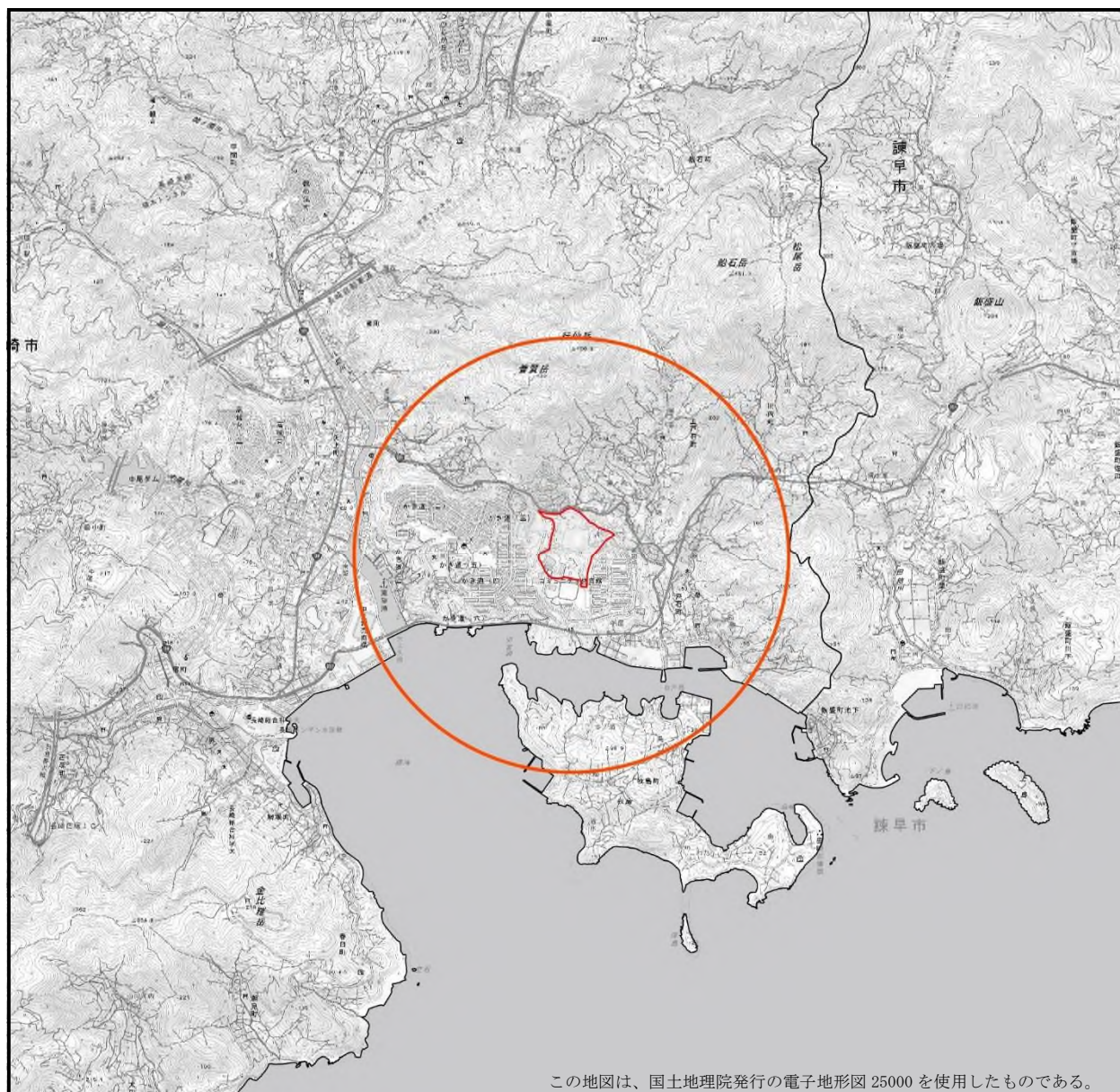
新東工場の計画処理能力（210t/日）での排ガス条件を用いて、大気拡散式（ブルーム式及びパフ式）による概略予測計算を行った結果、最大着地濃度出現地点（地表付近で大気汚染物質の濃度が最大となる地点）までの距離が約 800m と予測された。

② 煙突排ガスによる影響範囲の目安

「廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月、環境省）によれば、煙突排ガスによる影響の調査対象地域は、最大着地濃度出現地点までの距離の概ね 2 倍を見込んで設定されている。

本事業における環境影響評価実施地域は、上記①、②を踏まえ、対象事業実施区域から約 1.6km（予想される最大着地濃度出現地点までの距離の 2 倍の距離： $0.8\text{km} \times 2 = 1.6\text{km}$ ）の範囲とし、その範囲に係る長崎市戸石町、上戸石町、牧島町、川内町、東町、かき道 1 丁目から 6 丁目、及び田中町の各町の一部の地域とした（図 4.1.1 参照）。

なお、各環境要素に係る調査、予測地域は、環境影響評価実施地域において環境要素ごとに環境影響を受けるおそれがある範囲を考慮し、個別に調査、予測地域（「第 7 章 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の結果」参照）を設定した。



Scale 1:50,000
0 1 2km

図 4.1.1 環境影響評価実施地域

凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 環境影響評価実施地域（半径 1.6km の範囲）